

参 考 資 料 2

- 介護予防・地域支え合い事業通知



老発第0609002号
平成15年6月9日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長

「介護予防・生活支援事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成13年5月25日老発第213号本職通知の別紙「介護予防・生活支援事業実施要綱」により行われているところであるが、今般その一部を別紙のとおり改正し、平成15年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の実施に努められるよう特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して、周知徹底を図るなど、本事業の円滑な実施についてご協力を賜りたい。

(別紙)

本事業の名称を「介護予防・地域支え合い事業」に、事業実施要綱の名称を「介護予防・地域支え合い事業実施要綱」に改める。

1中「介護予防・生活支援」を「介護予防・地域支え合い」に改める。

別記1(1)オ(エ)③中「居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、」を「居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、」に改める。

同(2)オ(ア)①中eをfとし、dの次に次のように加える。

e 足指・爪のケアに関する事業

- 足指・爪ケア教室等の開催（高齢者とその同居家族、保健福祉関係者及び施設従事職員等を対象として、足指・爪のケアの重要性と適切なケア方法の普及を図る教室等の開催）
- 普及啓発パンフレット等の配布

同オ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 高齢者筋力向上トレーニング事業

① 実施方法

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動機能の低下の防止の観点から、負荷量の微調整が可能な高齢者向けに改良されたトレーニング機器（以下「高齢者向けトレーニング機器」という。）を使用し、運動機能の向上に資する包括的なトレーニングを行う。

② 利用対象者

おおむね60歳以上の在宅の高齢者であって、事業実施により効果が期待できるものとする。

なお、要支援者のほか、要介護1又は2の者も対象として差し支えないが、介護保険サービスの通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションの利用者は、本事業の対象としない。

③ 事業内容

a 専門スタッフによるアセスメント

専門スタッフ（医師、理学療法士、健康運動指導士、保健師等）は、事業開始前に対象者の健康状態、生活習慣、体力などの個別の状況を把握する。

b 個別運動プログラムの作成

専門スタッフは、対象者の特性にあわせて個別プログラムを作成する。

個別プログラムとは、体力測定等により初期評価を行った上で、対象者の筋力を高め、柔軟性とバランス能力を向上させることを期待できる、包括的なトレーニングプログラムを言う。

(a) プログラム実施期間

おおむね3ヶ月程度とし、実施回数は、対象者の負担とならず、かつ、効果が期待できる回数を設定すること。

(b) プログラム内容

高齢者向けトレーニング機器を使用し、①トレーニングの基礎的な技能を修得する期間、②筋力を強化するトレーニングを行う期間、③生活動作の機能向上を目的としてトレーニングを行う期間等、一定の期間毎に一定の目標を定め、対象者の状況に応じて、過度の負担がかからないようにプログラムを設定する。

c トレーニング効果等のフォローアップ

トレーニング期間の終了時に、参加状況、生活改善状況、トレーニングの効果測定等の評価を行うとともに、利用者が継続してトレーニングを行えるよう配慮する。

④ 事業実施に当たっての留意点

a 市町村は、高齢者向けトレーニング機器を整備するとともに、専門スタッフに対して、筋力トレーニングの指導に必要な研修を行うものとする。

b 市町村は、関係団体および関係機関等と連携・調整し、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。

c 専門スタッフによるアセスメントを行わない場合や、高齢者向けトレーニング機器を整備しない運動施設等での事業は、本事業の対象とはならないので留意すること。

d 事業が安全に行われるよう、主治医との連携の上で実施するものとする。

e 事故防止のため十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備すること。

同オ中(ウ)を(エ)、(エ)を(オ)、(オ)を(カ)及び(カ)を(キ)とし、(オ)を次のように改める。

(オ) 生きがい活動支援通所事業

① 実施方法

家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、通所によって、その希望及び身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動等のきめ細かなサービスを提供する。

② 利用対象者

おおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等であって、家に閉じこもりがちなものとする。

③ 事業実施にあたっての留意点

- a 市町村は、事業の実施について、地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。
- b 市町村は、日常動作訓練から趣味活動等の各種事業を幅広く提供できるよう、事業の実施施設の状況及び利用対象者の希望を把握し、事業を計画的に実施するものとする。
- c 事業の実施は、実施施設を中心に行うものとするが、特に高齢者スポーツや園芸等を行う場合は、他の適切な場所において行うこととして差しつかえない。
- d 市町村は、実施施設、社会福祉協議会、老人クラブ等の関係機関と連携を密にするものとする。
- e 本事業を民家を改修する等により指定通所介護事業を実施する者に委託する場合については、事業に要する経費のうち、初度設備費として、5,000千円を上限に補助できるものとする。(ただし、社会福祉施設等施設整備費など公的な補助を受けた者を除く。)

別記2中(7)の次に次のように加える。

(8) 高齢者介護施設等支援事業

ア 事業の趣旨

地域における在宅高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、高齢者介護施設等に対し、地域の実情に応じて福祉人材の就業の援助、人材確保相談、情報提供等の事業を実施する福祉人材センター等の運営に対して支援することにより、高齢者等の地域支援体制の充実を図る。

イ 事業主体

(ア) 都道府県福祉人材センター運営事業

実施主体は、都道府県・指定都市とする。この場合において、都道府県は、人材センターの指定を受けた都道府県社会福祉協議会、また指定都市は適切な事業運営が確保できると認められる指定都市社会福祉協議会にそれぞれ事業を委託することができるものとする。

(イ) 福祉人材バンク運営事業

実施主体は、指定都市・中核市とする。この場合において、指定都市・中核市は適切な事業運営が確保できると認められる指定都市・中核市社会福祉協議会に事業を委託することができるものとする。

ウ 事業内容

(ア) 都道府県福祉人材センター運営事業

- ① 福祉人材無料職業紹介事業の実施
- ② 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会等の実施
- ③ 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施
都道府県内の社会福祉事業の人材確保の現状と今後の動向について

- の情報収集及び調査研究を行う。
- ④ 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施に関する研修の企画及び実施を行う。
 - ⑤ 福祉人材確保相談事業
社会福祉事業経営者に対し、社会福祉事業従事者の確保に関する相談に応じ、基本指針に規定する措置の実施に関する技術的事項について必要な援助を行う。
 - ⑥ 福祉に関する啓発・広報事業の推進
福祉サービスに関する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業を行う。
 - ⑦ その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施
- (イ) 福祉人材バンク運営事業
- ① 福祉人材無料職業紹介事業の実施
 - ② 福祉サービスに関する啓発・広報事業の推進
地域住民に対し、福祉サービスに対する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業を行う。
 - ③ その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施